ASBJ

第 543 回企業会計基準委員会	資料番号	審議事項(5)-2
	日付	2025 年 3 月 18 日

プロジェクト	金融資産の減損に関する会計基準の開発
項目	満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券の取扱いについての再提案

I. 本資料の目的

1. 本資料では、本プロジェクトにおける満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券の取扱いに関する ASBJ 事務局の追加的な分析及び再提案をお示しし、ご意見を伺うことを目的としている。

II. これまでの経緯

2. 第 524 回企業会計基準委員会等[1]では、満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券について、予想信用損失モデルの適用対象としつつ、予想信用損失を算定する実務上の対応等について補足文書に記載することを事務局より提案し、当該提案を支持する意見と金融商品の分類及び測定に関する議論と合わせて検討すべきとの意見が聞かれた。

3. 第 221 回金融商品専門委員会（2024 年 6 月 25 日開催）では、財務諸表作成者における信用リスクの管理手法との整合性や実務上の課題等をより精緻に把握するため、ステップ 4 を採用することが見込まれる金融機関等の代表者[2]に出席いただき、前項の ASBJ 事務局の提案に関する見解及びご意見を伺った。

　また、第 529 回企業会計基準委員会（2024 年 7 月 16 日開催）では、第 221 回金融商品専門委員会におけるステップ 4 を採用することが見込まれる金融機関等の代表者への意見聴取について報告を行うとともに、ステップ 4 を採用することが見込まれる金融機関等の代表者にオブザーバーとして出席いただき、質疑応答を行った。

[1] 第 524 回企業会計基準委員会（2024 年 4 月 22 日開催）及び第 216 回金融商品専門委員会（2024 年 4 月 8 日開催）を合わせて「第 524 回企業会計基準委員会等」という。

[2] 第 529 回企業会計基準委員会及び第 221 回金融商品専門委員会では、一般社団法人全国地方銀行協会及び一般社団法人第二地方銀行協会の代表者に出席いただきご意見等を伺った。

4. 第 531 回企業会計基準委員会等[3]及び第 534 回企業会計基準委員会等[4]では、これまでの審議において聞かれた意見を踏まえ、満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券の取扱いについて、ASBJ 事務局の追加的な分析及び再提案をお示しし、ご意見を伺った。

5. 本資料では、前項の第 534 回企業会計基準委員会等で聞かれた意見を踏まえ、本プロジェクトにおける満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券の取扱いについて、ASBJ 事務局のさらなる分析及び再提案をお示しする。なお、会計基準の開発の範囲に関する議論であるため、本資料における分析及び再提案は、ステップ 3 からステップ 5 のすべてに共通するものである。

III. ASBJ 事務局の追加的な分析

（第 534 回企業会計基準委員会等での事務局の提案及び聞かれた意見）

6. 第 534 回企業会計基準委員会等では、満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券の取扱いと金融商品の分類及び測定の見直しについて次の 3 つの組み合わせをお示しした上で、案 2 及び案 3 のいずれの進め方も採用し得ると考えられることから、案 2 及び案 3 のいずれによって進めるかについてご意見をお伺いした。

	減損	分類及び測定
案 1	満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券すべてを減損プロジェクトの対象としない	分類及び測定の見直しに着手することをあわせて意思決定する
案 2	満期保有目的の債券及び貸付金代替性債券[5]を減損プロジェクトの対象とする	早期に分類及び測定の見直しの着手に関する議論を開始する
案 3	満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券すべてを減損プロジェクトの対象とする	今後、分類及び測定の見直しに着手するか否かを決定する

[3] 第 531 回企業会計基準委員会（2024 年 8 月 20 日開催）及び第 223 回金融商品専門委員会（2024 年 8 月 8 日開催）を合わせて「第 531 回企業会計基準委員会等」という。
[4] 第 534 回企業会計基準委員会（2024 年 10 月 8 日開催）及び第 226 回金融商品専門委員会（2024 年 9 月 30 日開催）を合わせて「第 534 回企業会計基準委員会等」という。
[5] 貸付金の代替として、主として銀行等金融機関が総額引受する私募債を想定している。

7. 前項の提案について、第534回企業会計基準委員会において案2及び案3それぞれ賛同する意見が聞かれたことを踏まえ、減損プロジェクトの目的に立ち返って改めて分析を行うことが考えられる。

（減損プロジェクトの目的）

8. 会計基準の開発に着手するか否かの検討において、第 419 回企業会計基準委員会（2019 年 10 月 25 日開催）では、次の進め方が考えられると提案していた。

(1) まず減損の中心的な課題である金融機関における貸付金に関する減損の検討を行う。

同時並行的に、本資料の第31項[6]に記載した分類及び測定と減損の定めの関係（IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）における減損の適用と日本基準の貸倒引当金の設定の対象範囲）の整理を行う。

(2) その後、分類及び測定に関する会計基準の開発に着手するか否かを決定する。

仮に分類及び測定全体に関する会計基準の開発に着手しないこととなった場合には、IFRS 第 9 号の減損の適用範囲（貸付金など債権の他、満期保有目的の債券やその他有価証券のうちの債券、ローン・コミットメント及び金融保証契約等）に合わせて限定的な分類及び測定及びその他の開発（例えば、減損の対象とする債券の範囲、貸付金など債権や債券の実効金利法やローン・コミットメント及び金融保証契約の測定など。）を行うか否かを決定する。

9. 前項(1)のとおり、減損プロジェクトは、金融機関における貸付金に関する減損の検討を行い、現行の損失認識が”too little too late”であるという課題を解消することが目的の中心であると考えられる。この点を踏まえ、さらにプロジェクトが長期化していることに鑑みると、減損プロジェクトの対象範囲を貸付金及び経済的な実態が貸付金に類似している金融商品に限定することが考えられる。

10. この観点から満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券について検討すると、まず、満期保有目的の債券については、満期まで保有することによる元本及び約定利息の受取りを目的としており、満期までの金利変動による価格変動のリスクを認める必要はないとされていることから、貸付金と経済的な実質は類似していると考えられる。

---

[6] 第 419 回企業会計基準委員会（2019 年 10 月 25 日開催）審議事項(4)-2 参照。
https://www.asb-j.jp/jp/wp-content/uploads/sites/4/20191025_09.pdf

11. 次に、貸付金代替性債券は、主として金融機関が総額引受する私募債を想定しており、また、通常、市場で売却することは想定されておらず銀行等金融機関と取引先との関係性から満期まで保有することを前提に債券を引き受けていると考えられることから、元本及び約定利息の回収を目的に保有するものと考えられる。このため、貸付金代替性債券は、貸付金と経済的な実質が類似していると考えられる。

12. 一方、その他有価証券に分類される債券のうち貸付金代替性債券以外の債券は、売却を目的に保有している又は契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方を目的に保有していると考えられることから、貸付金と経済的な実質が類似していると必ずしも言えないと考えられる。

13. 上述の検討を踏まえ、満期保有目的の債券及び貸付金代替性債券は、貸付金と経済的な実質が類似していることから、本プロジェクトの対象とすることが考えられる。一方、その他有価証券に分類される債券のうち貸付金代替性債券以外の債券は、本プロジェクトに含めないことが考えられる。

（分類及び測定の見直しについて）

14. 分類及び測定の見直しについて、本資料第 6 項のとおり、第 534 回企業会計基準委員会等では、満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券の取扱いと金融商品の分類及び測定の見直しを関連付けて検討し、仮に満期保有目的の債券及び貸付金代替性債券を減損プロジェクトの対象とする場合には、早期に分類及び測定の見直しの着手に関する議論を開始することを提案していた。

15. この点、第 534 回企業会計基準委員会等において、次の意見が聞かれた。

    (1) 案 2 を採用した場合には、早期に債券の分類及び測定の見直しの着手に関する議論を開始することが必要とされているが、このような決め事をすることが将来の議論の支障となる可能性があり、金融商品プロジェクト全体が合意を得るのが難しいものになることを懸念する。

16. このような懸念が聞かれている状況において、分類及び測定の見直しの着手に関する方向性に関して総意を得るのに一定の時間がかかると考えられる。したがって、この時点では分類及び測定の見直しの着手に関する方向性に係る議論は本プロジェクトから切り離し、減損に関する公開草案の公表後、議論を行うことが考えられる。

IV. ASBJ 事務局の提案

17. 以上の事務局の分析を踏まえ、満期保有目的の債券及び貸付金代替性債券[7]を本プロジェクトの対象とすることが考えられるがどうか。また、分類及び測定の見直しの着手に関する方向性については、減損に関する公開草案の公表後、議論を行うことが考えられるがどうか。

ディスカッション・ポイント
本資料第 6 項から第 17 項の事務局の追加的な分析及び再提案についてご意見を伺いたい。

以　上

[7] ASBJ 事務局の提案で進める場合、貸付金代替性債券の定義について再度審議を行う。